

# 事業概要

## 1. 宅地建物取引業法に定める知事が指定する講習事業

宅地建物取引主任者に対する指定講習団体として大阪府の指定を受け、土地及び建物についての権利、制限、租税等に関する法令など宅地建物取引主任者の業務に必要な事項の講習を実施しています。

## 2. 宅地建物取引主任者証の交付に関する受託事業

宅地建物取引業法で定められている「取引主任者証」の交付に関する事務を大阪府から受託しています。

## 3. 不動産関連法令等の説明会事業

法定講習受講の狭間にある宅地建物取引主任者等に対して、不動産に関する税制や法令の改正等の説明会を開催しています。

## 4. 宅地建物取引主任者資格試験に関する受託事業

宅地建物取引主任者資格試験は、財団法人不動産適正取引推進機構が国土交通大臣から指定試験機関として指定を受け、各都道府県知事の委任のもと実施しています。

当センターは、大阪府における協力機関として、その資格試験事務の一部を受託しています。

## 5. 不動産コンサルティング技能試験に関する受託事業

不動産コンサルティング技能試験・登録制度は、財団法人不動産流通近代化センターが建設大臣告示（当時）に基づき、不動産コンサルティングを行うために必要な知識及び技能に関する試験を行い、登録要件を満たす者を技能登録者として登録し、技能登録証等を交付するものです。当センターは、大阪府における協力機関として、その事務の一部を受託しています。

## 6. 宅地建物取引主任者制度の推進事業

- (1) 取引主任者証申請時に必要な証明用写真の撮影業務を行っています。
- (2) 大阪府証紙条例第4条による証紙売りさばき業務の指定を受け、業務として実施しています。
- (3) ホームページ及びメールマガジンにより、取引主任者制度について諸情報を提供しています。